

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件五件

三七

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件

三七

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

三九

○保安林の指定をする件

三九

○道路の区域を変更する件

三九

○道路の供用を開始する件

三九

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

三九

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

三九

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

三九

○平成二十四年十月二十六日付け定例第二千四百三十一号中

三九

## 告 示

### 福島県告示第五百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月二日から平成二十五年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前八時（ただし、年間百日午前七時）

（変更後）午前七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）構内駐車場及び屋内駐車場

午前七時から午後十一時三十分まで（ただし、年間百日午前六時三十分から午後十一時三十分まで）

（変更後）

隔地駐車場（一）及び隔地駐車場（二）

午前七時三十分から午後十時まで

（変更後）構内駐車場及び屋内駐車場

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

隔地駐車場（一）及び隔地駐車場（二）

午前七時三十分から午後十時まで

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後九時まで

（変更後）午前六時から午後九時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十四年十月三十日

四 届出年月日

平成二十四年十月十五日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月二日から平成二十五年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前八時（ただし、年間百日午前七時）

（変更後）午前七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時から午後十一時三十分まで (ただし、年間百日午前六時から

午後十一時三十分まで)

(変更後) 午前六時から午後十一時三十分まで

変更しようとする年月日

平成二十四年十月十六日

届出年月日

平成二十四年十月十五日

届出をした者

イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月二日から平成二十五年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前八時(ただし、年間百日午前七時)

(変更後) 午前七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 北側駐車場  
午前七時から午後十一時十五分まで (ただし、年間百日午前六時から

午後十一時十五分まで)

南側駐車場

午前七時から午後十時まで (ただし、年間百日午前六時から午後十時

まで)

(変更後) 北側駐車場

午前六時から午後十一時十五分まで

南側駐車場

午前六時から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十四年十月十六日

四 届出年月日

平成二十四年十月十五日

五 届出をした者

株式会社和久

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月二日から平成二十五年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市和田町字小原一番地

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前八時(ただし、年間百日午前七時)

(変更後) 午前七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時から午後十一時十五分まで (ただし、年間百日午前六時から

午後十一時十五分まで)

三 変更しようとする年月日

平成二十四年十月十六日

四 届出年月日

平成二十四年十月十五日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第五百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十一月二日から平成二十五年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか  
変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前) 午前八時(ただし、年間百日午前七時)  
(変更後) 午前七時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 平面駐車場(一)  
午前七時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間百日午前六時三十分から午後十一時三十分まで)

平面駐車場(二)  
午前七時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間百日午前六時三十分から午後十一時三十分まで)

屋上駐車場  
午前七時三十分から午後九時四十分まで

立体駐車場  
午前七時三十分から午後十一時三十分まで

(変更後) 平面駐車場(一)  
午前六時三十分から午後十一時三十分まで

平面駐車場(二)  
午前六時三十分から午後十一時三十分まで

屋上駐車場  
午前七時三十分から午後九時四十分まで

立体駐車場  
午前七時三十分から午後十一時三十分まで

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前六時三十分から午後九時まで  
(変更後) 午前六時から午後九時まで

三 変更しようとする年月日  
平成二十四年十月三十日

四 届出年月日  
平成二十四年十月十五日

五 届出をした者  
片倉工業株式会社

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百二十六号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十一月二日から同年十二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとにそれぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百二十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十一月二日から同年十二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ヨークベニマル佐糠店 福島県いわき市佐糠町八反田九十一の一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

(一) 河川側敷地境界における騒音の予測結果が規制値を超過していることから、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、速やかに騒音防止対策を講じること。  
(二) 荷さばき時には大きな音を極力発生しないように作業を実施するなど、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 廃棄物に係る事項

廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めるこ

と。  
 3 その他  
 騒音に限らず周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。  
 (商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
    - 二本松市杉沢字江戸内一四〇の五
  - 二 指定の目的
    - 土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
 平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林の所在場所
  - 白河市大岩倉三九、四〇、四二、四四から五四まで、五七から五九まで、六一、六四から六七まで、六七の二、六九から七二まで、八三、八四の一、久保前八四から九一まで、九三、九四
- 二 指定の目的
  - 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十四年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道片倉末続停車場線	いわき市久ノ浜町末続字岩ヶ作三八番地先から 同 市久ノ浜町末続字北大沢二三番二地先まで	変更前 変更後	六・〇 三七・五	一四九・〇 一四九・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十四年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道片倉末続停車  
場線

いわき市久ノ浜町末続字岩ヶ作三八番地先  
から  
同 市久ノ浜町末続字北大沢二三番二地  
先まで

平成二十四年一  
月二日

(道路計画課)

福島県告示第五百三十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十四年十月二十六日次のとおり指定した。  
平成二十四年十一月二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
有限会社米澤 福島市飯坂町湯野 平成二十四年十一月一日から平 売りさばきの場所  
屋商店 字大水口二八番地 成二九年九月三〇日まで 住所地に同じ  
(出納総務課)

公 告

公告第三百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利  
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人 non / Style
- 三 代表者の氏名  
片寄 直行
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市富田町字逆池北四十五番地の百九十四 KOTOKU I一〇六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、知的・身体・精神に障害を持つ者に対して、総合的に就労に必要な能  
力の開発及び就職支援に関わる事業を行い、その障害を持つ者に寄与することを目的  
とする。

(文化振興課)

公告第三百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非  
営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年十一月二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月十九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人移動保育プロジェクト
- 三 代表者の氏名  
上國料 竜太
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市緑ヶ丘東八丁目六番地の五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福島県内の地域住民すべてに対して、主に未成年の子どもたちの生活  
環境をよりよいものにするための活動やイベントを開催することで、子どもたちの心  
身の成長や健康を促進し、さらにその保護者に対しても心理的安心感や精神的成長機  
会を提供することを目的とする。また、同時に未成年の子どもを預かり保育すること  
で、その世帯の育児負担を軽減し生活全般をサポートすることにより地域の活性化も  
目的とする。

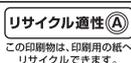
(文化振興課)

正 誤

ページ	段	行	正
			誤

○平成二十四年十月二十六日付け定例第二百四十三号中

三六四	上	一	第1項」に改める。 (福島県暴力団排除条例施行規則の一部改正)
			第1項」に改める。 (福島県暴力団排除条例施行規則の一部改正)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷